

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

こんにちは。今回は、厚生労働省が毎年11月に行うキャンペーンについてご紹介します。

以下、厚生労働省のHPより。

『「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します』

実施期間 平成26年11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間

主な実施事項

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンに先立ち、厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する積極的な周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

(2) 重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

i 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施します。

※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまでハローワークにおける職業紹介の対象としません。

ii 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して重点監督を実施します。

イ 重点的に確認する事項

i 時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

ii 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

iii 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。

iv 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

(3) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

以下、省略とします。

中でも注目すべきは、(2)の重点監督でしょう。ハローワークや労働基準監督署に寄せられた苦情や相談をきっかけに調査が入る可能性が高いことを示しています。

労務管理は普段から適正に行っておく必要があります。是正勧告をもらって初めて行うものではありません。その点をくれぐれもお間違い無きようお願いいたします。